

# 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																													
<p>(1)国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p>	<p>ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進                      ○女性国家公務員の採用・登用等の促進</p> <p>①「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、また、女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての平成16年の男女共同参画推進本部決定等に従い、女性国家公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発を一層推進する。</p>	<p>全府省、 【人事院】</p>	<p>○ 国家公務員採用試験（Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種等）の採用者に占める女性の割合</p> <p>新規採用者に占める女性の採用者（割合）                      （17年度、18年度、19年度）</p> <table border="1" data-bbox="779 783 1355 986"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験区分</th> <th colspan="2">17年度</th> <th colspan="2">18年度</th> <th colspan="2">19年度</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>割合</th> <th>人数</th> <th>割合</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国家Ⅰ種試験等</td> <td>132</td> <td>20.4%</td> <td>134</td> <td>21.1%</td> <td>137</td> <td>21.9%</td> </tr> <tr> <td>  うち事務系</td> <td>64</td> <td>21.5%</td> <td>66</td> <td>22.4%</td> <td>74</td> <td>25.1%</td> </tr> <tr> <td>国家Ⅱ種試験等</td> <td>818</td> <td>25.9%</td> <td>715</td> <td>26.4%</td> <td>506</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>  うち行政区分</td> <td>668</td> <td>28.1%</td> <td>592</td> <td>27.5%</td> <td>418</td> <td>31.3%</td> </tr> <tr> <td>国家Ⅲ種試験等</td> <td>503</td> <td>32.8%</td> <td>459</td> <td>35.0%</td> <td>457</td> <td>37.2%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,453</td> <td>27.2%</td> <td>1,308</td> <td>28.1%</td> <td>1,100</td> <td>30.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所)「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」</p> <p>○ 本府省課長、準課長相当職以上に占める女性の割合</p> <table border="1" data-bbox="795 1157 1294 1241"> <thead> <tr> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所)「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」</p>	試験区分	17年度		18年度		19年度		人数	割合	人数	割合	人数	割合	国家Ⅰ種試験等	132	20.4%	134	21.1%	137	21.9%	うち事務系	64	21.5%	66	22.4%	74	25.1%	国家Ⅱ種試験等	818	25.9%	715	26.4%	506	27.8%	うち行政区分	668	28.1%	592	27.5%	418	31.3%	国家Ⅲ種試験等	503	32.8%	459	35.0%	457	37.2%	合計	1,453	27.2%	1,308	28.1%	1,100	30.0%	H16	H17	H18	1.6%	1.6%	1.7%	
試験区分	17年度		18年度		19年度																																																												
	人数	割合	人数	割合	人数	割合																																																											
国家Ⅰ種試験等	132	20.4%	134	21.1%	137	21.9%																																																											
うち事務系	64	21.5%	66	22.4%	74	25.1%																																																											
国家Ⅱ種試験等	818	25.9%	715	26.4%	506	27.8%																																																											
うち行政区分	668	28.1%	592	27.5%	418	31.3%																																																											
国家Ⅲ種試験等	503	32.8%	459	35.0%	457	37.2%																																																											
合計	1,453	27.2%	1,308	28.1%	1,100	30.0%																																																											
H16	H17	H18																																																															
1.6%	1.6%	1.7%																																																															



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>女性の割合の目安として、国家公務員Ⅰ種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)については30%程度(平成17年度21.5%)、その他の試験については、Ⅰ種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も考慮して、できる限りその割合を高めることを目標とする。</p> <p>④女性国家公務員の登用の一層の拡大を図るため、計画的に女性職員の育成に努めるとともに、従来女性職員が就いていなかった官職に女性職員を登用する等、女性職員の職域の拡大に努める。</p>	全府省	<p>○各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、同計画に基づき、女性職員の採用・登用の拡大について取組を進めるとともに、これまで女性職員が配置されたことのない部署にも女性職員を配置するよう努めるなど、女性職員に対する支援を推進。</p>	<p>○今後とも、同計画に基づき、取組を実施するとともに、女性職員の職域の拡大を推進。</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑤前述の平成16年の男女共同参画推進本部決定等を受けて、女性国家公務員の採用及び登用、各府省における取組状況等に関して、定期的に調査し公表するなどのフォローアップを行う。</p> <p>⑥女性の国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図る上で必要な制度面及び運用面の整備・改善事項(例えば、中途採用の活用、必要に応じたゴール・アンド・タイムテーブル方式の法制化)について検討を行い、できる限り実施する。</p> <p>⑦人事院において、メンター(先輩の助言者)の導入に関する検討を行う。</p>	<p>総務省</p> <p>全府省、 【人事院】</p> <p>【人事院】</p>	<p>○ 女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップ調査の実施、公表(総務省 平成17年10月 18年10月 19年10月)</p> <p>○ 各府省において、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、同計画に基づき、女性職員の採用・登用の拡大を推進。(1(1)ア①に前掲)</p> <p>○ 平成19年4月、勤務時間が不規則になることが多い等、自衛隊の特性に対応できる託児所を三宿駐屯地(東京都世田谷区)に開設(防衛省)</p> <p>○ 平成19年9月、育児休業を請求した職員の業務を処理するため、代替要員として任期を定めて職員を採用する制度(任期付採用)を自衛官にも導入(防衛省)</p> <p>○ 国家公務員中途採用者選考試験を実施(人事院)(子育ての一段落した女性なども対象)</p> <p>○ メンター養成研修の実施(人事院) 18年度 16回実施 720名参加</p>	<p>○ 女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップ調査の実施、公表(総務省 毎年度実施予定)</p> <p>○ 今後とも、同計画に基づき、取組を実施。</p> <p>○ 今後とも駐屯地・基地等内に隊員のニーズにあった託児施設を整備、推進(平成20年度予算計上)(防衛省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	<p>○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援</p> <p>⑧常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。</p> <p>⑨職業生活と家庭生活を両立する上で必要不可欠である業務簡素化を進め超過勤務の更なる縮減に取り組む。</p> <p>⑩育児休業、介護休暇等の取得促進を図り、代替要員の</p>	<p>総務省、 【人事院】</p> <p>全府省</p> <p>全府省</p>	<p>○常勤の職員に対し、育児のための短時間勤務を認める制度を導入する等の「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」を平成19年8月1日に施行。(総務省)</p> <p>○平成18年8月に、仕事と育児を両立することができるよう育児のための短時間勤務制度の導入等のため国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われるよう国会及び内閣に対して意見の申出を行った。(人事院)</p> <p>○超過勤務縮減に向け、全省庁一斉定時退庁日を設けるとともに、各府省独自の定時退庁日を設定し、職員に周知するなど、取組を推進。</p> <p>○計画表を活用した年次休暇の計画的取得促進、遅出勤務の活用等について官房長等名の文書の発出、各種会議の指示等により推進。(警察庁)</p> <p>○機会を捉え管理職員に対する指導等を実施。(総務省)</p> <p>平成18年度の各府省等の職員の育児休業の取得率</p> <table border="1" data-bbox="768 1321 1357 1406"> <thead> <tr> <th>府省等名</th> <th>全職員</th> <th>女性職員</th> <th>男性職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房</td> <td>0.0%</td> <td>-</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>内閣法制局</td> <td>0.0%</td> <td>-</td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>	府省等名	全職員	女性職員	男性職員	内閣官房	0.0%	-	0.0%	内閣法制局	0.0%	-	0.0%	<p>○今後とも、超過勤務の更なる縮減を推進。</p>
府省等名	全職員	女性職員	男性職員													
内閣官房	0.0%	-	0.0%													
内閣法制局	0.0%	-	0.0%													

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等				今後の実施予定																																																																																
	<p>確保に努めるとともに、各制度についての情報提供と理解促進に努める。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値(男性10%)等を踏まえ、育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図る。(平成16年度0.9%)</p>		<table border="1" data-bbox="768 276 1357 963"> <tbody> <tr><td>内閣法制局</td><td>0.0%</td><td>-</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>人事院</td><td>31.3%</td><td>100.0%</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>内閣府</td><td>30.5%</td><td>93.8%</td><td>7.0%</td></tr> <tr><td>宮内庁</td><td>12.5%</td><td>100.0%</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>公正取引委員会</td><td>19.4%</td><td>70.0%</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>国家公安委員会 (警察庁)</td><td>14.0%</td><td>92.6%</td><td>1.2%</td></tr> <tr><td>金融庁</td><td>7.8%</td><td>100.0%</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>総務省</td><td>14.9%</td><td>89.5%</td><td>0.0%</td></tr> <tr><td>法務省</td><td>18.1%</td><td>98.7%</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>外務省</td><td>14.0%</td><td>100.0%</td><td>0.5%</td></tr> <tr><td>財務省</td><td>22.7%</td><td>99.3%</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>文部科学省</td><td>15.5%</td><td>60.0%</td><td>6.3%</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>36.7%</td><td>97.0%</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>農林水産省</td><td>19.5%</td><td>100.0%</td><td>1.6%</td></tr> <tr><td>経済産業省</td><td>27.0%</td><td>98.4%</td><td>1.7%</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>12.5%</td><td>100.0%</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>環境省</td><td>28.1%</td><td>116.7%</td><td>7.7%</td></tr> <tr><td>防衛省</td><td>9.2%</td><td>100.8%</td><td>0.2%</td></tr> <tr><td>会計検査院</td><td>28.6%</td><td>80.0%</td><td>8.0%</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15.8%</td><td>98.8%</td><td>0.7%</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="768 1010 1368 1070">出所)「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」</p> <p data-bbox="730 1102 1368 1163">○ 各府省において、育児休業制度等各制度について職員に周知し、理解を促進。</p> <p data-bbox="730 1286 1368 1372">○ 育児休業等(仕事と家庭の両立支援)制度について、パンフレットを作成し職員へ配布、管理者等向けには手引書を作成し配布するとともに、制度の周知のため</p>				内閣法制局	0.0%	-	0.0%	人事院	31.3%	100.0%	0.0%	内閣府	30.5%	93.8%	7.0%	宮内庁	12.5%	100.0%	0.0%	公正取引委員会	19.4%	70.0%	0.0%	国家公安委員会 (警察庁)	14.0%	92.6%	1.2%	金融庁	7.8%	100.0%	2.1%	総務省	14.9%	89.5%	0.0%	法務省	18.1%	98.7%	1.1%	外務省	14.0%	100.0%	0.5%	財務省	22.7%	99.3%	1.1%	文部科学省	15.5%	60.0%	6.3%	厚生労働省	36.7%	97.0%	2.5%	農林水産省	19.5%	100.0%	1.6%	経済産業省	27.0%	98.4%	1.7%	国土交通省	12.5%	100.0%	0.7%	環境省	28.1%	116.7%	7.7%	防衛省	9.2%	100.8%	0.2%	会計検査院	28.6%	80.0%	8.0%	合計	15.8%	98.8%	0.7%	<p data-bbox="1391 1102 1704 1131">○ 今後とも、引き続き実施。</p>
内閣法制局	0.0%	-	0.0%																																																																																				
人事院	31.3%	100.0%	0.0%																																																																																				
内閣府	30.5%	93.8%	7.0%																																																																																				
宮内庁	12.5%	100.0%	0.0%																																																																																				
公正取引委員会	19.4%	70.0%	0.0%																																																																																				
国家公安委員会 (警察庁)	14.0%	92.6%	1.2%																																																																																				
金融庁	7.8%	100.0%	2.1%																																																																																				
総務省	14.9%	89.5%	0.0%																																																																																				
法務省	18.1%	98.7%	1.1%																																																																																				
外務省	14.0%	100.0%	0.5%																																																																																				
財務省	22.7%	99.3%	1.1%																																																																																				
文部科学省	15.5%	60.0%	6.3%																																																																																				
厚生労働省	36.7%	97.0%	2.5%																																																																																				
農林水産省	19.5%	100.0%	1.6%																																																																																				
経済産業省	27.0%	98.4%	1.7%																																																																																				
国土交通省	12.5%	100.0%	0.7%																																																																																				
環境省	28.1%	116.7%	7.7%																																																																																				
防衛省	9.2%	100.8%	0.2%																																																																																				
会計検査院	28.6%	80.0%	8.0%																																																																																				
合計	15.8%	98.8%	0.7%																																																																																				

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑪国家公務員のテレワーク導入に向けて、関係省庁連絡会議等においてテレワークに資する制度等の環境整備について検討する。</p> <p>イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進</p> <p>○国の審議会等委員への女性の参画状況の定期的な把握等による目標達成に向けての取組</p>	<p>全府省</p>	<p>省内LAN(掲示板)に掲載。(農林水産省)</p> <p>○ 小冊子「子育て支援ハンドブック」を防衛省内に配付し、その内容をHPに掲載。(防衛省)</p> <p>○ テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議において、平成19年5月に「テレワーク人口倍増アクションプラン」を取りまとめたところであり、本年度中の試行実施等本アクションプランに記載の施策を推進。</p>	<p>○ 引き続き、同プランに基づき実施。</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定								
	<p>①国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。</p> <p>②各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。</p> <p>③専門的知識・技術を有する女性を発掘・育成すること、幅広い専門分野から女性を登用すること、受益者や消費者という立場から女性を登用すること、公募委員の募集に当たり積極的に女性を選考することなどの方法により、女性委員の割合を高めるよう取組を推進する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p> <p>全府省</p>	<p>○ 男女共同参画推進本部において、国の審議会等委員への女性の参画の拡大に関する新たな目標を決定(平成18年4月)(内閣府)</p> <p>※「審議会等の委員については、平成32(西暦2020)年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるものとする。また、計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22(西暦2010)年度末までに、女性委員の数が少なくとも委員の総数の33.3%となるよう努めるものとする。」</p> <p>○ 「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を毎年実施、公表(内閣府)</p> <p>国の審議会等委員における女性割合(各年9月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="736 778 1305 850"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>30.9</td> <td>31.3</td> <td>32.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>女性がいない審議会等数 19年9月末現在 113審議会等中2審議会</p> <p>○ 「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」において審議会等における委員等の公募の状況について調査(内閣府 平成18・19年9月)</p> <p>※平成12年度以降、平成19年9月末までに公募実績のある審議会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会(内閣府)</li> <li>・食料・農業・農村政策審議会(農林水産省)</li> <li>・農林物資規格調査会(農林水産省)</li> <li>・林政審議会(農林水産省)</li> <li>・水産政策審議会(農林水産省)</li> </ul>		17年度	18年度	19年度	割合(%)	30.9	31.3	32.3	<p>○ 今後とも、審議会委員における女性の割合を高めるよう取組を推進。</p>
	17年度	18年度	19年度									
割合(%)	30.9	31.3	32.3									



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定								
	<p>④審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努める。</p> <p>○団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進</p>	全府省	<p>専門委員等における女性割合</p> <table border="1" data-bbox="770 392 1348 467"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.9</td> <td>13.1</td> <td>13.9</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	割合(%)	12.9	13.1	13.9	○今後とも、専門委員等における女性の割合を高めるよう取組を推進。
	17年度	18年度	19年度									
割合(%)	12.9	13.1	13.9									
	<p>⑤団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、引き続き、関係団体に対して国の審議会等委員への女性の参画の促進に関する政府の目標について十分に周知し、協力を求める。また、団体からの委員の推薦に当たっては、格段の協力を要請する。この場合、女性団体からの推薦を求めることについても考</p>	全府省	<p>団体推薦委員における女性割合(各年9月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="770 863 1348 938"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>13.8</td> <td>17.5</td> <td>22.4</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	18年度	19年度	割合(%)	13.8	17.5	22.4	○今後とも、団体推薦委員における女性の割合を高めるよう取組を推進。
	17年度	18年度	19年度									
割合(%)	13.8	17.5	22.4									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定								
	<p>慮する必要がある。 また、団体の役職者への女性の登用が進んでいないことが推薦に当たり制約となっていることから、例えば男女の構成比率も目安にして団体の役職者を登用するよう働きかけるなど、男女共同参画の推進の観点から、女性の人材育成策を推進する。</p> <p>⑥職務指定委員については、引き続き、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る。</p> <p>○その他の委員等への女性の参画を促進するための取組</p> <p>⑦法律に基づいて任命・委嘱される委員、国が委嘱する各種のモニター等について、男女共同参画を促進する。</p>	<p>全府省</p> <p>全府省</p>	<p>職務指定委員における女性割合(各年9月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="770 778 1314 855"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td> <td>3.8</td> <td>3.6</td> <td>4.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法律に基づいて任命等される委員や各種モニター等について、女性の割合が高まるよう取組を実施。</p>		17年度	18年度	19年度	割合(%)	3.8	3.6	4.6	<p>○今後とも、職務指定委員における女性の割合を高めるよう取組を推進。</p> <p>○引き続き実施</p>
	17年度	18年度	19年度									
割合(%)	3.8	3.6	4.6									

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑧日本学術会議においては、女性の会員比率が、自ら掲げた10%の目標を大きく上回る20%となった(平成17年10月1日現在)が、今後とも女性の会員・連携会員の増加を図る等女性科学者の登用に努める。</p>	内閣府	<p>○ 女性の会員比率は20%、女性の連携会員比率は12% (平成19年10月1日現在)(内閣府)</p>	<p>○ 平成20年10月に、会員及び連携会員の半数が改選される予定であり、会員・連携会員には女性の候補者を推薦することに配慮するよう依頼。(内閣府)</p>
(2)地方公共団体等における取組の支援、協力要請	<p>ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等</p> <p>○女性地方公務員の採用・登用等に関する要請</p> <p>①「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開</p>	内閣府、総務省	<p>○ 都道府県知事・政令市長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請(内閣府 平成18年9月)</p> <p>○ 地方公共団体に対し、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」(9月)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及</p>	<p>○ 国における女性国家公務員の採用・登用等の取組の状況等の情報提供を行い、女性地方公務員の採用・登用の拡大について、引き続き必要な助言、情報提供を実施。(内閣府)</p> <p>○ 各種会議等の場を通じて、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等を、引き続き要請。(総務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>発について積極的に取り組むよう要請する。その取組において、計画的に取組を進め、定期的なフォローアップを行うよう支援・協力要請を行うとともに、地方公共団体が職員に対して研修を行う場合には、女性職員の受講に配慮することも要請する。</p> <p>○地方公共団体への情報提供等</p> <p>②地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行うとともに、各団体の取組状況の把握に努め、必要な支援等について検討を行う。</p> <p>○国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮</p> <p>③国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合に</p>	<p>内閣府、総務省</p> <p>全府省</p>	<p>び労働基準法の一部を改正する法律について」(6月)、「男女共同参画基本計画(第2次)について」(1月)、「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針(平成17年12月20日付け人事院事務総長通知)について」(17年12月)等を発出し、女性地方公務員の採用、登用の拡大等を要請。(総務省)</p> <p>○ 全国都道府県総務部長会議、全国人事委員会事務局長会議等において、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等を要請。(総務省 平成13年～)</p> <p>○ 地方公共団体に対し、各地方公共団体における具体的な取組事例等について、公務員部で編集している「地方公務員月報」において「男女協働の職場づくり」に関する記事を連載する等の情報提供。(総務省 平成15年～)</p> <p>○ 男女共同参画に関する「基礎研修」(内閣府 平成14年度～)</p>	<p>○ 先進的な取組の事例等について、公務員部で編集している「地方公務員月報」において、引き続き紹介。(総務省)</p> <p>○ 引き続き実施(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>は、必要に応じ女性職員の参加を奨励するなど、適切な配慮を行う。</p> <p>○仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援</p> <p>④「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく任期付短時間勤務職員の活用による代替要員の確保等により、地方公務員の育児休業、育児のための部分休業、介護休暇(時間単位のものも含む。)等の取得促進に向けた職場環境の整備を図るとともに、各制度についての職員に対する情報提供に引き続き努めるよう要請する。特に、育児休業については、育児休業取得率の社会全体での目標値(男性10%)等を踏まえ、育児休業取得率の</p>	総務省	<p>○ 男女共同参画に関する「政策研修」(内閣府 平成14年度～)</p> <p>○ 育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく小学校就学の始期に達するまで長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう育児短時間勤務制度を導入(総務省 平成19年8月)</p> <p>○ 全国都道府県総務部長会議、全国人事委員会事務局長会議、勤務時間・休暇等に関する各地方公共団体に対するヒアリング等の場において、 ・育児短時間勤務制度の導入を要請 ・育児休業、育児のための部分休業、男性職員の育児参加のための休暇等育児にかかる諸制度の導入要請及び取得しやすい環境の整備を要請 ・育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の制度等の導入について要請(総務省)</p> <p>○ 地方公共団体に対し、実際に育児休業を取得した男性職員の体験談を紹介する等の情報提供。なお、男性の育児休業の取得率は次のとおり(総務省)</p>	<p>○ 引き続き実施(内閣府)</p> <p>○ 地方公共団体に対し、引き続き、各種会議やヒアリング等の場において情報提供を行うとともに、各種制度の導入や利用促進を要請。(総務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																
	<p>育児休業取得率の低い男性職員の取得率の向上を図るよう要請する。(平成16年度0.5%)</p> <p>イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援</p> <p>○都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援</p> <p>①各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する目標値や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめ提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。</p>	<p>内閣府</p>	<p>男性の育児休業取得率 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="775 328 1352 496"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>育児休業対象職員数</th> <th>うち育児休業取得者数</th> <th>取得率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16</td> <td>46,338</td> <td>254</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>46,928</td> <td>277</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>47,859</td> <td>347</td> <td>0.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 審議会等女性委員名簿を毎年送付(内閣府)</p> <p>○ 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(毎年実施)において、審議会等委員への女性登用状況について調査・情報提供を実施。(内閣府)</p> <p>【目標の対象である審議会等の委員の女性比率】(平成19年4月1日現在)</p> <p>都道府県:32.6% 政令指定都市:29.7%</p> <p>市区:23.6% 町村:18.4%</p>	年度	育児休業対象職員数	うち育児休業取得者数	取得率	16	46,338	254	0.5%	17	46,928	277	0.6%	18	47,859	347	0.7%	<p>○ 今後とも継続して、調査・情報提供を実施。(内閣府)</p>
年度	育児休業対象職員数	うち育児休業取得者数	取得率																	
16	46,338	254	0.5%																	
17	46,928	277	0.6%																	
18	47,859	347	0.7%																	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>②職務指定委員に係る法令上の規定について、男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会において検討を進め、必要な見直しを行う。</p> <p>○市町村への取組の普及</p> <p>③市町村における取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有できるよう双方に協力を要請する。</p> <p>④男女共同参画宣言都市等に対して、特に積極的に取り組むよう奨励する。</p>	<p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 男女共同参画会議において、都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の職務指定について実施状況を監視し、①職務指定のあり方の検討②都道府県・政令指定都市に対する助言・支援③人材育成に係る施策の推進について、積極的な取組等を求める意見決定。(平成18年10月31日男女共同参画会議決定)。また、平成19年6月19日その後の実施状況についてのフォローアップを行い監視・影響調査専門調査会に報告。(内閣府)</p> <p>○ 男女共同参画行政担当ブロック会議の開催(平成12年度～ 毎年度全国6箇所 内閣府)</p> <p>○ 各種機関・団体等の長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請(内閣府 平成18年9月)</p>	<p>○ 都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の職務指定について、各府省の実施状況について引続きフォローアップ調査を実施し監視・影響調査専門調査会に報告。(内閣府)</p>
(3)企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等	○社会的気運の醸成			

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																									
の取組の支援	①あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、スポーツ団体、政党、協同組合等各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。	全府省	<p>○ 各種機関・団体等の長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請(内閣府 平成18年9月)</p> <p>○ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、「キャリア形成支援事業」として、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリアを形成するための支援策等について調査研究を実施するとともに、女性が様々な学習や活動等の成果を活かして男性と共に地域社会の方針決定の場へ参画するための資質や能力の向上を図るモデル事業を行い、その成果の普及を図る。(文部科学省 平成17年度～18年度)</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 平成17年度～)</p> <p>○ 企業が自ら主体的にポジティブ・アクションに取り組むことを促すため、経営者団体と連携し、女性の活躍推進協議会(13年度～)及び地方女性の活躍推進協議会(14年度～18年度)を開催(厚生労働省)</p> <p>○ 産業別の女性管理職の割合</p> <table border="1" data-bbox="752 1166 1375 1406"> <thead> <tr> <th colspan="5" style="text-align: right;">(%)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>係長相当職以上 (役員を含む。) に占める 女性の割合</th> <th>部長相当職 に占める 女性の割合</th> <th>課長相当職 に占める 女性の割合</th> <th>係長相当職 に占める 女性の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業計</td> <td>6.9</td> <td>2.0</td> <td>3.6</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>鉱業</td> <td>2.3</td> <td>1.2</td> <td>0.9</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>3.5</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>	(%)						係長相当職以上 (役員を含む。) に占める 女性の割合	部長相当職 に占める 女性の割合	課長相当職 に占める 女性の割合	係長相当職 に占める 女性の割合	産業計	6.9	2.0	3.6	10.5	鉱業	2.3	1.2	0.9	2.6	建設業	3.5	1.1	1.1	4.0	<p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p>
(%)																													
	係長相当職以上 (役員を含む。) に占める 女性の割合	部長相当職 に占める 女性の割合	課長相当職 に占める 女性の割合	係長相当職 に占める 女性の割合																									
産業計	6.9	2.0	3.6	10.5																									
鉱業	2.3	1.2	0.9	2.6																									
建設業	3.5	1.1	1.1	4.0																									



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定																																																												
	<p>②それぞれの分野で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。</p>	全府省	<table border="1" data-bbox="752 276 1373 699"> <tr><td>建設業</td><td>3.5</td><td>1.1</td><td>1.1</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>製造業</td><td>4.3</td><td>1.2</td><td>2.3</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td><td>1.8</td><td>0.3</td><td>1.0</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>情報通信業</td><td>6.8</td><td>3.2</td><td>5.9</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>運輸業</td><td>6.6</td><td>1.9</td><td>3.0</td><td>6.9</td></tr> <tr><td>卸売・小売業</td><td>8.5</td><td>2.0</td><td>4.3</td><td>15.0</td></tr> <tr><td>金融・保険業</td><td>12.2</td><td>1.2</td><td>3.8</td><td>23.7</td></tr> <tr><td>不動産業</td><td>5.6</td><td>1.3</td><td>3.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>飲食店、宿泊業</td><td>14.4</td><td>6.0</td><td>10.3</td><td>17.6</td></tr> <tr><td>医療、福祉</td><td>37.9</td><td>17.2</td><td>35.8</td><td>53.0</td></tr> <tr><td>教育、学習支援業</td><td>17.5</td><td>7.5</td><td>15.1</td><td>24.5</td></tr> <tr><td>サービス業(他に分類されないもの)</td><td>10.7</td><td>4.0</td><td>6.5</td><td>16.1</td></tr> </table> <p>○ 各種機関・団体の参考となるよう、ポジティブ・アクションの導入に関するパンフレットを作成・配布(内閣府 平成19年度)</p> <p>○ ポジティブ・アクション取組状況等を紹介するサイトの創設(厚生労働省 平成19年度～)</p> <p>○ 市町村段階における農林水産分野での女性の参画目標の設定の推進(農林水産省 平成17年度～)</p>	建設業	3.5	1.1	1.1	4.0	製造業	4.3	1.2	2.3	5.8	電気・ガス・熱供給・水道業	1.8	0.3	1.0	2.5	情報通信業	6.8	3.2	5.9	9.4	運輸業	6.6	1.9	3.0	6.9	卸売・小売業	8.5	2.0	4.3	15.0	金融・保険業	12.2	1.2	3.8	23.7	不動産業	5.6	1.3	3.0	11.4	飲食店、宿泊業	14.4	6.0	10.3	17.6	医療、福祉	37.9	17.2	35.8	53.0	教育、学習支援業	17.5	7.5	15.1	24.5	サービス業(他に分類されないもの)	10.7	4.0	6.5	16.1	<p>○ 引き続き当該施策を実施予定(厚生労働省)</p> <p>○ 管理職就任前後の女性が後輩女性のためのメンターとしての役割を担えるよう、企業内女性メンター育成のための研修等を実施(厚生労働省)</p> <p>○ 今後とも取組を継続(農林水産省)</p>
建設業	3.5	1.1	1.1	4.0																																																												
製造業	4.3	1.2	2.3	5.8																																																												
電気・ガス・熱供給・水道業	1.8	0.3	1.0	2.5																																																												
情報通信業	6.8	3.2	5.9	9.4																																																												
運輸業	6.6	1.9	3.0	6.9																																																												
卸売・小売業	8.5	2.0	4.3	15.0																																																												
金融・保険業	12.2	1.2	3.8	23.7																																																												
不動産業	5.6	1.3	3.0	11.4																																																												
飲食店、宿泊業	14.4	6.0	10.3	17.6																																																												
医療、福祉	37.9	17.2	35.8	53.0																																																												
教育、学習支援業	17.5	7.5	15.1	24.5																																																												
サービス業(他に分類されないもの)	10.7	4.0	6.5	16.1																																																												

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定								
	<p>③積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関し、各分野における実施状況や実効性ある具体的な措置に関する情報提供等を行い、実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。</p> <p>○独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請</p> <p>④独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定する等の積極的な取組を促進するよう協力を要請する。</p>	<p>内閣府</p> <p>全府省</p>	<p>(参考)市町村段階における農山漁村・農林水産業に関する女性の参画目標の設定状況 平成17年度 16.9% 平成18年度 28.5%</p> <p>○公契約分野におけるポジティブ・アクションに関する事例調査を実施、調査結果を公表(内閣府 平成19年度)</p> <p>○独立行政法人等における女性参画状況調査結果を公表(内閣府 平成19年4月)</p> <p>独立行政法人等における役員、管理職及び職員に占める女性の割合(平成18年4月)</p> <table border="1" data-bbox="887 1153 1151 1289"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>13.7%</td> </tr> <tr> <td>常勤職員</td> <td>36.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○独立行政法人、特殊法人及び認可法人の長あてに、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について要請(内閣府 平成18年9月)</p>		平成18年4月	役員	2.6%	管理職	13.7%	常勤職員	36.2%	
	平成18年4月											
役員	2.6%											
管理職	13.7%											
常勤職員	36.2%											

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○大学への協力要請等</p> <p>⑤学術・研究の分野における女性の参画を促進するため、国公私立の大学等の教育機関、国立及び民間の研究機関、学会等その他の関連機関において、女性の参画を促進するよう協力を要請する。</p> <p>⑥国公私立を問わず各大学において、学長が率先してリーダーシップを発揮するなど、女性が活躍できる環境づくりに</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○独立行政法人国立女性教育会館においては、文部科学省からの受託事業として、男女共同参画学協会連絡会、日本学術会議「科学力増進分科会」との共催で、全国の女子高校生を対象として、科学技術分野への進路選択を支援することを目的に「女子高校生夏の学校」を開催。(文部科学省 平成17年度～)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提示。(文部科学省 平成18年度)</p> <p>○女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、「女性研究者支援モデル育成(科学技術振興調整費プログラム)」により、大学等において研究環境の整備など研究と出産・育児を両立しつつ研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる取組を支援。(平成18年度～ 文部科学省)</p> <p>○女性研究者の活躍を拡大するための環境整備についても意見具申している「科学技術の振興及び成果の社会還元に向けた制度改革について」(総合科学技術会議決定)について、平成19年1月に、全国国公私立大学に対して事務連絡及び冊子を送付し、大学における女性研究者の参画を促進するよう協力を要請。(文部科</p>	<p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>取り組み、女性の参画を促進するよう協力を要請する。</p> <p>⑦国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。(平成10年度6.6%)</p> <p>⑧独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価項目に女性教員の割合向上のための取組を盛り込むことを促す。</p> <p>⑨日本学術会議に、科学における男女共同参画を担当する科学者委員会(常置の委員会)を設置し、科学者による組織・団体等における男女共同参画の推進について提</p>	<p>学省)</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 2000年5月に報告書を策定して以来、2001年(7.6%)、2003年(8.0%)、2005年(9.3%)に全国立大学法人へ調査を行っており、女性教員の割合は向上。2007年に行った第4回調査結果については、年度内までにまとまる予定。(文部科学省)</p> <p>○ 平成19年度以降の認証評価の実施にあたり、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置として、「性別のバランスへの配慮」について評価基準に盛り込んでいる。(文部科学省)</p> <p>○ 科学者委員会に男女共同参画分科会を設置して学術分野の各取組を調査するとともに、公開講演会等を共催して意識啓発に務めた。平成19年6月に全国の国公私立大学に対してアンケート調査を実施し、同年7月には報告書「学術分野における男女共同参画の取組と課題」を公表。(内閣府)</p>	<p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構において引き続き実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ アンケート調査結果の分析及び海外の現状調査などを踏まえて、学術分野の男女共同参画推進の課題を明らかにし、最終的提言として公表予定。(平成20年7月予定)(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	言や意識啓発等を行う。			
(4)調査の実施及び情報・資料の収集、提供	<p>ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施</p> <p>○政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施</p> <p>①積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進について、各分野における実施状況やその効果について調査・研究しつつ、実効性ある具体的な措置のモデルの開発を進め、それらの成果の効果的な普及に努める。</p> <p>②各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行うこと等を通じ、「2020年</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○各種機関・団体の参考となるよう、ポジティブ・アクションの導入に関するパンフレットを作成・配布(内閣府 平成19年度)</p> <p>○平成19年度中に、公契約分野におけるポジティブ・アクションに関する事例調査を実施、調査結果を公表(内閣府 平成19年度)</p> <p>○「2020年30%」の目標のフォローアップを公表(内閣府 平成19年9月)</p>	

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標達成に向けて計画的に取組を進める。</p> <p>③政治分野における男女共同参画が極めて重要であることを踏まえ、女性議員の比率が高い国等諸外国の法制度、政策の調査を行い、その結果を広く一般に公表する。</p> <p>○女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施</p> <p>④様々な分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況につき定期的に調査を行い、情報を提供する。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○ 男女共同参画会議において、「2020年30%」の目標における指導的地位の範囲を明らかにし、各分野における女性の参画状況について、毎年フォローアップを行うことを決定(平成19年2月)</p> <p>○ 諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査を実施、調査結果報告書の作成・配布(内閣府 平成19年度)</p> <p>○ 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を毎年取りまとめ公表(内閣府)</p>	<p>○ 引き続き実施(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定						
	<p>イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成</p> <p>○女性の人材に関するデータベースの充実</p> <p>①女性の人材に関する情報提供について、個人情報の保護に配慮しつつ、より広い範囲で利用可能なシステムの構築を検討する。</p> <p>○女性リーダーの育成</p> <p>②政策・方針決定過程に登用された女性のネットワーク作りを支援し、ネットワークの構成員の人脈を通じて新たな人材の発掘・育成を図る。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○平成11年度から、国の審議会等の女性委員の人材情報を把握し、情報ネットワークを通じて各府省等に情報提供(女性人材データベース:霞が関WANを通じて、各省庁の審議会担当者の端末より常時検索可能。(内閣府))</p> <p>&lt;登録情報&gt; (人)</p> <table border="1" data-bbox="770 823 1346 906"> <thead> <tr> <th>平成11年度末</th> <th>平成13年度末</th> <th>平成18年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,105</td> <td>1,940</td> <td>2,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>○様々な企業における管理職女性と協力し、企業で活躍する管理職女性の生の声を収録した事例集を作成(内閣府)</p>	平成11年度末	平成13年度末	平成18年度末	1,105	1,940	2,050	<p>○既存の情報の充実に加え、現職の女性審議会等委員の最新情報を可能な限り掲載。(内閣府)</p> <p>○地方公共団体における利用の可能性、また、他の有益な人材データベース等との情報共有の在り方等について検討。(内閣府)</p>
平成11年度末	平成13年度末	平成18年度末								
1,105	1,940	2,050								

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定												
	<p>③地方公共団体やNGOが行う女性リーダーの育成について支援を行う。</p> <p>ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保 ○政策・方針決定過程の透明性の確保 ①政策・方針決定過程の透明性を確保するため、情報公開法制及び政策評価制度等の的確な施行を確保するとともに、広く国民等に対し案等を公表し、意見を募集するパブリック・コメント手続が一層活用されるよう努める。</p> <p>②国民一人一人が政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう、啓発に努める。</p>	<p>内閣府</p> <p>全府省</p> <p>総務省</p>	<p>○ 男女共同参画ヤングリーダー会議(内閣府 平成10年度～)</p> <p>○ 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年)の運用</p> <p>○ 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年)の運用</p> <p>○ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成14年)の運用</p> <p>○ 公職選挙法第6条に基づき、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認められる事項を選挙人に周知。(総務省)</p>	<p>○ 引き続き実施(内閣府)</p> <p>○ 今後とも引き続き実施(総務省)</p>												
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>13年参院選</td> <td>15年衆院選</td> <td>16年参院選</td> <td>17年衆院選</td> <td>19年参院選</td> </tr> <tr> <td>40.5%</td> <td>50.4%</td> <td>50.0%</td> <td>50.7%</td> <td>47.5%</td> <td>50.0%</td> </tr> </table>		13年参院選	15年衆院選	16年参院選	17年衆院選	19年参院選	40.5%	50.4%	50.0%	50.7%	47.5%	50.0%	
	13年参院選	15年衆院選	16年参院選	17年衆院選	19年参院選											
40.5%	50.4%	50.0%	50.7%	47.5%	50.0%											



施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等					今後の実施予定	
			投票率	56.44%	59.86%	56.57%	67.51%	58.64%	